

岩手県告示第27号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成30年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成29年12月26日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 株式会社NEXUS
  - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市中野一丁目16番5号-202
  - (3) 代表者の氏名 田中章則
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第20822号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - (2) 期間 平成30年1月10日から同月12日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の代表取締役が、廃棄物である木くず等を解体工事現場から運搬し、投棄したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反にあたるとして、盛岡簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第3号に該当すると認められる。